

“飼い主のいない猫”の不妊去勢手術に補助金を交付します

飼い主のいない猫の繁殖を抑え、不幸な猫を増やさないう、TNR活動を推進しています。

沼津市では、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費の一部を予算の範囲内で補助しています。

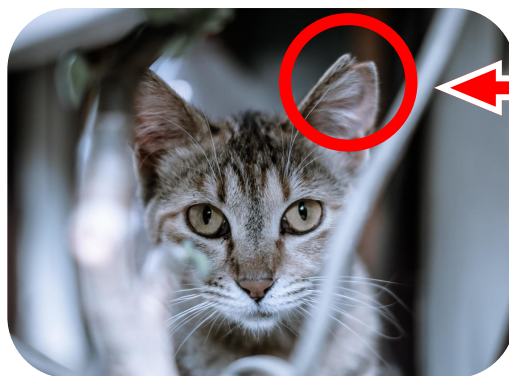
※補助金の予算には限りがあります。

補助額

手術費用の4分の3以内かつ上限額以内
(※上限額：不妊10,000円 / 去勢5,000円)

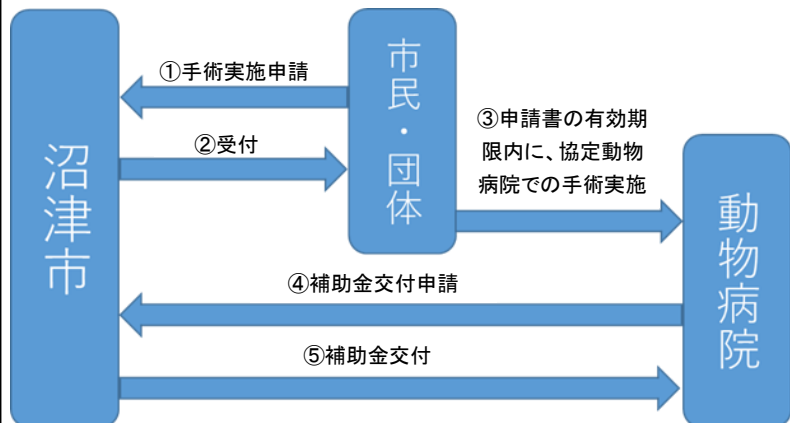
申請の条件

- ・市内に生息する飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術であること
- ・市内に住所を有する者、または、市内に所在する団体による申請であること



不妊去勢された猫は、目印として耳の一部をカットします。
(痛みはほとんどありません)

補助金交付手続きの流れ



- ①必ず手術実施前に、市に手術実施申請を行ってください。
- ②申請受付後、市と協定を結んでいる動物病院で手術を実施してください。
(申請書の有効期限は、申請受付から30日以内もしくは3月末日のいずれか早い日までです。)
- ③手術費用から補助金分を差し引いた金額を病院にお支払いください。
(※補助金は、申請者を介さずに市から動物病院に交付されます)

TNRにご理解とご協力をお願いします！

TNRとは「捕獲(Trap)」し「不妊去勢(Neuter)」してから「元の場所に戻す(Return)」取り組みで、飼い主のいない猫の繁殖による増加を抑える効果があるとされています。

飼い主のいない猫のむやみな繁殖により、殺処分となってしまう場合や、糞尿被害の増加、餌の不適切な後始末によるトラブルの原因となるケースもあります。



すぐに効果のでる取り組みではありませんが、不幸な猫やご近所間のトラブルを減らすためのTNRの取り組みに、ご理解とご協力をお願いします。

－ お問合せは沼津市環境政策課まで －
【電話】055-934-4740 (直通)
【E-mail】kankyo@city.numazu.lg.jp